

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年8月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：東南アジア・大洋州部
案件名：ダニム水力発電所増設事業【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2013年10月下旬～2014年9月下旬

2 参加要件

海外における水力発電所の詳細設計および円借款事業の調達に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月4日から2013年9月6日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月4日から2013年9月9日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年9月20日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：9月下旬

(5) 契約交渉：10月上旬～10月中旬

5 業務の目的

ベトナム国（以下、「ベ」国）は2007年以降、年平均6%を超える高いGDP成長率を達成し、これに伴い、電力需要は年平均12.5%で伸長しているが、電力供給整備が追いついていないため、電力需給が逼迫し、特に日系企業が多く進出する「ベ」国南部地域においては、例年計画停電が実施される等、同国の経済・社会活動に負の影響を与えており、2013年にはベトナム南部におけるピーク時の電力供給予備率は-8.2%となる見込みである。

2011年に承認された「第7次国家電力マスタープラン」（2011～2020年）では、2011年から2020年にかけて全国で計50,000MW近くの電源開発が計画されている。このうち「ベ」国南部では、最大電力需要が9,359MWから26,686MWに増加するとの予測に対応して、2020年までに23,735MWの電源開発が計画されているが、資金不足、売電交渉の長期化、工期遅延等により電源開発が遅延し、「ベ」国南部の電力需給バランスが逼迫している状況にある。このような状況を受け、ピーク用電源として最適であり、工期の比較的短い、既設水力発電所増設の必要性・緊急性が認識されることとなり、「ベ」国南部のラムドン省とニントゥアン省の省境に位置する既設ダニム水力発電所（40MW×4基）において、80MW（80MW×1基）の水力発電機器等を増設し、合計出力を240MWとする計画が立案された。ダニム水力発電所の増設は同マスタープランの対象事業として当初計画されていなかったものの、早期に開発すべき電源として、ハイ副首相の指示により、2012年9月に同マスタープランの事業リストに追加されている。なお、ダニム水力発電所は、1959年の日本の対ベトナム戦後賠償及び借款の供与により建設され、1964年に運開している。また、1997年に、老朽化したダニム水力発電所及び送変電施設の改修を目的とした円借款「ダニム電力システム改修事業」が供与されている。これらの経緯を踏まえ、ベトナム側はダニム水力発電所の増設に対し、円借款による支援を要請している。「ベ」国関係機関は、ダニム水力発電所の増設について、2016年8月の運開を目標とした事業スケジュールを組んでおり、この事業実施スケジュールを確保すべく、事業実施機関であるダニム・ハムトゥアン・ダーミー水力発電会社（Da Nhim-Ham Thuan-Da Mi Hydro Power Joint-Stock Company：以下、「DHD」）は、詳細設計並びに入札図書を作成、入札評価を自己資金で実施するとしている。他方で、本事業の迅速性の確保とともに事業の質を担保する観点から、これらの作業に対するJICAの技術支援を要請している。かかる要請を踏まえ、DHDによる詳細設計・入札図書の質の向上、調達業務の円滑化を促進すべく、有償資金協力専門家による支援を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 詳細設計・入札図書関連業務

実施機関が行う以下の業務に対して、技術的な観点から助言・支援を行う。

土木工事に必要な詳細設計及び入札図書の作成

水力機器の製造に必要な詳細設計及び入札図書の作成

電気機器の製造に必要な詳細設計及び入札図書の作成

工事スケジュールの作成

安全対策計画の作成

環境社会配慮計画の作成

資金計画の作成

事前資格審査の評価項目の作成

入札図書にかかるJICAベトナム事務所への同意申請手続き

(2) 入札評価・契約関連業務

実施機関が行う以下の業務に対して、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月版）」を踏まえ、必要な助言・支援を行う。

評価実施体制の構築

応札予定者からの質問対応

事前資格審査の評価報告書作成

技術評価及び報告書作成

応札者のプロポーザル不明点に係る確認

技術評価報告書にかかるJICAベトナム事務所への同意申請手続き

（技術評価通過者に対する）財務評価及び評価報告書作成

財務評価結果にかかるJICAベトナム事務所への同意申請手続き

落札者との契約に係るJICA事務所への同意申請手続き

失注した応札者へのデブリーフィング

7 成果品等

(1) 業務実施計画書：2013年10月下旬

(2) 中間報告書：2014年1月中旬

(3) 業務完了報告書：2014年7月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

総括/土木工事（評価対象予定者）

水力機器（評価対象予定者）

電気機器（評価対象予定者）

トンネル技術

契約監理

環境社会配慮

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。